

老人保健施設 たかのご館
通所リハビリテーション料金表

利用料

I 保険給付の自己負担額

市区町村から交付される介護保険負担割合証の利用者負担の割合に基づいてお支払いいただきます。

※下記の料金は 1 割ご負担の方のご利用料金です。

① 基本料金

◎ 利用料金 1 時間以上 2 時間未満 (1 日)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料金	¥369	¥398	¥429	¥458	¥491

◎ 利用料金 2 時間以上 3 時間未満 (1 日)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料金	¥383	¥439	¥498	¥555	¥612

◎ 利用料金 3 時間以上 4 時間未満 (1 日)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料金	¥486	¥565	¥643	¥743	¥842

◎ 利用料金 4 時間以上 5 時間未満 (1 日)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料金	¥553	¥642	¥730	¥844	¥957

◎ 利用料金 5 時間以上 6 時間未満 (1 日)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料金	¥622	¥738	¥852	¥987	¥1,120

◎ 利用料金 6 時間以上 7 時間未満 (1 日)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料金	¥715	¥850	¥981	¥1,137	¥1,290

◎ 利用料金 7 時間以上 8 時間未満 (1 日)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料金	¥762	¥903	¥1,046	¥1,215	¥1,379

② リハビリテーション提供体制加算

3 時間以上の通所リハビリテーションを提供した場合で、リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合に加算

* 3 時間以上 4 時間未満	¥ 1 2 / 回
* 4 時間以上 5 時間未満	¥ 1 6 / 回
* 5 時間以上 6 時間未満	¥ 2 0 / 回
* 6 時間以上 7 時間未満	¥ 2 4 / 回
* 7 時間以上	¥ 2 8 / 回

※リハビリマネジメント加算イ、ロ、ハのいずれかを算定していること。

- ③ 入浴介助加算（Ⅰ）
通所リハビリテーション計画上、入浴の介助を行った場合 ￥４０/日
- ④ 入浴介助加算（Ⅱ）
入浴介助加算（Ⅰ）の要件に加えて、
- ・ 医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室での利用者の動作および浴室の環境を評価していること。この際、利用者の居宅の浴室が、利用者自身または家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が介護支援専門員、福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。
 - ・ 利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。
 - ・ 入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。 ￥６０/日
- ⑤ リハビリテーションマネジメント加算イ
指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施にあたり当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前または実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか１つ以上の指示を行い、定期的に多職種で評価し、居宅訪問のうえ、介護支援専門員との情報共有を行った場合で、利用者または家族に対し、リハビリテーション計画の内容などについて、リハビリテーション会議で説明し同意を得た場合
- | | |
|-------|--------|
| 6ヶ月以内 | ￥５６０/月 |
| 6ヶ月超 | ￥２４０/月 |
- ⑥ リハビリテーションマネジメント加算ロ
リハビリテーションマネジメント加算イの要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
- | | |
|-------|--------|
| 6ヶ月以内 | ￥５９３/月 |
| 6ヶ月超 | ￥２７３/月 |

- ⑦ リハビリテーションマネジメント加算ハ
 リハビリテーションマネジメント加算口の要件に適合したうえで、管理栄養士を1名以上配置し、多職種が共同して栄養アセスメントおよび口腔アセスメントを実施し、口腔の健康状態を評価、情報共有を行った上で利用者または家族に対し、リハビリテーション計画について、リハビリテーション会議で説明し同意を得た場合
- | | |
|-------|--------|
| 6ヶ月以内 | ¥793/月 |
| 6ヶ月超 | ¥473/月 |
- ⑧ リハビリテーション会議を通じて、事業所の医師が利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得た場合 ¥270/月
- ⑨ 短期集中個別リハビリテーション実施加算
 医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が利用者に対してその退院（退所）日または認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合 ¥110/日
 ※認知症短期集中リハビリテーション実施加算、生活向上リハビリテーション実施加算の併算定不可
- ⑩ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）
 認知症を有する利用者の認知機能や生活環境等をふまえ、応用的動作能力や社会適応能力を最大限に活かしながら利用者の生活機能を改善するためのリハビリテーションを実施し、通所リハビリテーション計画に基づき1週間に2日を限度として20分以上のリハビリテーションを個別に実施した場合 ¥240/日
- ⑪ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）
 認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して通所リハビリテーション計画に基づき個別又は集団によるリハビリテーションを1ヶ月に4回以上実施した場合で、利用者の生活環境をあらかじめ把握するため利用者の自宅を訪問した場合 ¥1,920/月
- ⑫ 栄養アセスメント加算
 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、支援相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者またはその家族に対してその結果を説明し、相談等必要に応じ対応すること。その上で利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、管理栄養の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合（管理栄養士の配置あり） ¥50/月

- ⑬ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）
利用開始時および利用中6月ごとに、利用者の栄養状態と口腔の健康状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合
※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可
¥20/回
- ⑭ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）
利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態もしくは栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合
栄養アセスメント加算、栄養改善加算または口腔機能向上加算を算定しており、加算Ⅰを算定できない場合にのみ算定可能
¥5/回
- ⑮ 口腔機能向上加算（Ⅰ）
利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環で言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員を1名配置し、必要に応じて介護支援専門員を通じて主治医または主治の歯科医へ情報提供、受診勧奨を行った場合
(月2回を限度、原則3ヶ月以内)
¥150/回
- ⑯ 口腔機能向上加算（Ⅱ）イ
口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組みに加え、「要介護度・病名等」、「日常生活自立度」、「現在の歯科受診について」、「義歯の使用」、「栄養補給法」、「食事形態」、「誤嚥性肺炎の発症・既往」、「口腔機能改善管理指導計画」及び「実施記録」等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
(月2回を限度、原則3ヶ月以内)
¥155/回
- ⑰ 口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ
口腔機能向上加算（Ⅰ）および口腔機能向上加算（Ⅱ）イに加え、「口腔の健康状態の評価・再評価（口腔に関する問題点等）」の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
(月2回を限度、原則3ヶ月以内)
¥160/回
※口腔機能向上加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可
- ⑱ 重度療養管理加算
要介護度3から5であって、経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養や気管切開が行われている場合、褥瘡の治療を実施している場合等、別に厚生労働大臣が定める状態である者に対して、医学的管理のもとに2時間以上の通所リハビリテーションの提供を行った場合
¥100/日

- ⑱ 中重度者ケア体制加算
中重度者介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを提供するため下記の条件を満たす場合 ￥20/日
- ・人員基準における看護職員または介護職員の員数に加え、看護職員または介護職員を常勤換算方法で1以上確保
 - ・前年度（3月を除く。）または算定日が属する月の前3月の実利用者数または延利用者数のうち、要介護3以上の者の占める割合の1月当たりの実績の平均が30%以上
 - ・指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専従の看護職員を1名以上配置
- ⑲ 科学的介護推進体制加算
入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す等、サービスの提供に当たって、情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合 ￥40/月
- ⑳ 送迎を行わない場合の減算
片道につき △¥47/回
- ㉑ 退院時共同指導加算（1回につき）
病院または診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師または理学療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合（当該退院につき1回に限る） ￥600/回
- ㉒ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が、70%以上配置されている、もしくは勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合が25%以上配置されている場合に加算されます。 _ ￥22/回
- ㉓ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
職場環境の改善や賃金体系等の整備および研修を実施し、経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置している場合 8.6%

Ⅱ 保険給付外の自己負担額

① 食材料費＋調理相当分

施設で提供する食事をお取りいただいた場合 ￥650/日

② おむつ代

利用者の身体の状態により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合 実費

③ 日用品費（業者委託）

実費

④ 複写物の料金

利用者の文書による申し出により、サービス実施記録の複写を行なった場合、一枚につき実費相当額が利用者のご負担になります。 実費

※介護報酬の改定及び税法の変更により一部料金の変更が発生する場合には、説明を行い、同意をいただくことがあります。